資料2

事業化推進における基本的な方針について

Ⅱ. 事業化推進に向けた方針について

■公民連携による事業化推進に向けて

〇開発手法検討

・役割分担を明確にした順応・段階的整備の開発手法を検討

〇民間事業者の参画

・民間事業者へのPRやヒアリングを継続的に行うとともに、事業アドバイザー等 を募集し、事業参画条件等に関する調整などを行い、早期段階での民間事業者の 参画を目指す。

〇公民連携による事業化方策・事業主体の検討

・面整備は民間事業を基本とし、その実現に向け、民間事業者の参画意向の把握に 努める。

○事業リスクを軽減した実現可能な計画

・順応・段階的整備を基本とした計画の策定

■事業手法について

事業手法	内容
土地区画整理事業	○土地区画整理法に基づき、健全な市街地の 造成を図ることにより、公共の福祉の増進 に資することを目的とし、公共施設(道路、 公園等)の整備改善や宅地の利用増進を図る。○換地により土地の再配置や整形化を行う。
開発行為	〇都市計画法による開発許可制度を活用。〇土地の買収を基本とし、道路や公園、宅地等の整備を行う。

■事業手法の比較

〇土地区画整理事業と開発行為の比較

	土地区画整理事業	開発行為
地権者の視点	・土地を財産として継承でき、自身での 土地活用(使用・賃貸等)が可能	·基本的には土地を売却するため、現金 が手元に残る。
	・土地交換(換地)に税金がかからない。	・土地を売却することにより、税金がかかる。
	· 資産価値は変わらないが、土地面積が 減少する。	· 希望する買収単価にならない可能性が ある。
民間事業者の視点	・土地買収のための初期投資が少額	・当初に土地買収のための巨額な初期投 資が必要
	・補助金導入の可能性がある。	・補助金の導入なし。
	・組合員の2/3以上の同意で事業化が可能・手続きに時間がかかる。	・地権者の合意形成が必要⇒合意の得られたエリアで事業化・事業規模が小さい場合、または用地買収がスムーズに進んだ場合には、事業スピードが速い。

■第2工区の事業手法について

- ①地権者意向調査結果
- ・「自分で利用したい」や「共同化し、活用したい」が約3割存在
- ②土地区画整理事業の良い点
- ・公共施設(道路、公園等)の整備改善や宅地利用の増進が図られる。
- ・換地により土地の再配置や整形化が図られる。
- ・土地を資産として継承でき、自身での土地活用(使用、賃貸等)が可能
- ・土地交換(換地)に税金がかからない。
- ・補助金導入の可能性がある。
- 土地区画整理事業と開発行為との比較や、①及び②の観点から 地権者の意向を踏まえた計画的なまちづくりを実現するため

<u>第2工区の事業手法については『土地区画整理事業』を基本とする。</u>

■民間事業者の参画に向けて

民間事業者施行のメリット

- ○地権者にとってリスクが少ない
 - ⇒事業参画段階から土地の売却先が決まっている場合が多い。
- ○事業完了までのスピード
- ○事業への豊富なノウハウ
- 〇資金調達
 - ⇒民間事業者が金融機関から事業費を借入

など

Ⅱ. 事業化推進に向けた方針について

■公民の役割について

≪市≫

- ○まちづくり推進の主体
- ○関係機関を含めた 広域的調整
- 〇公共施設管理
- ○地権者の意識醸成

など

≪民間事業者≫

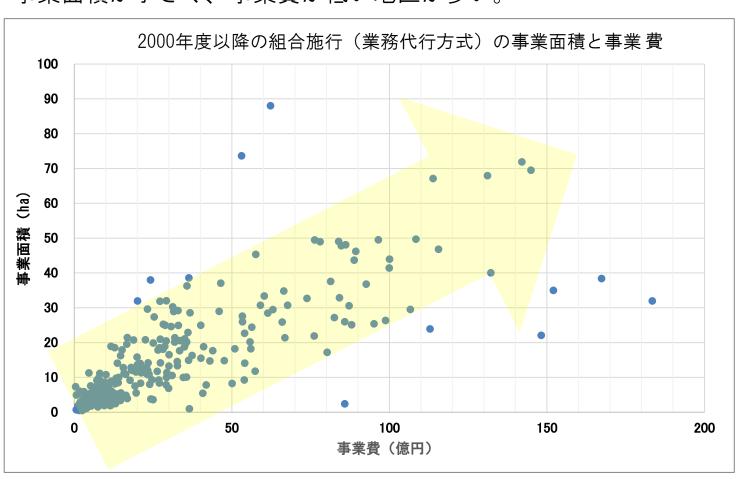
- 〇事業主体
- ○事業計画の策定
- ○資金調達
- 〇工事の実施

など

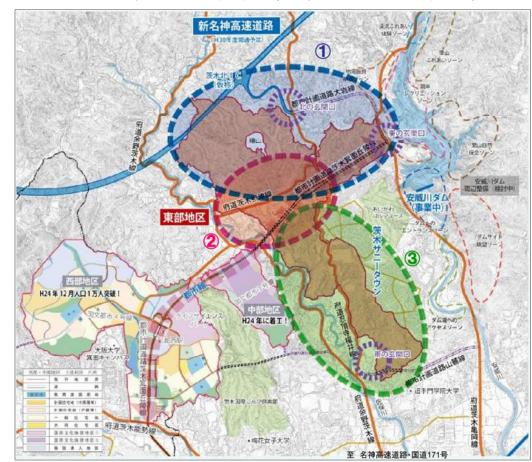
連携

■近年における土地区画整理事業(組合施行:業務代行方式)の傾向

近年(2000年度以降)に実施されている事業規模の傾向をみると、 事業面積が小さく、事業費が低い地区が多い。



≪先進事例1≫彩都東部地区(面積 約285ha 地権者数 約200名)



出典:彩都東部地区検討会 とりまとめ (平成24年度 彩都東部地区検討会)

- ※民間企業の意見を取り入れるため事業アドバイザーとして募集・ 選定された企業
- ・清水建設㈱、㈱日本エスコン、住友商事㈱
- · ㈱竹中工務店、㈱竹中土木
- ・(株)フジタ

土地利用の方向性[当初]

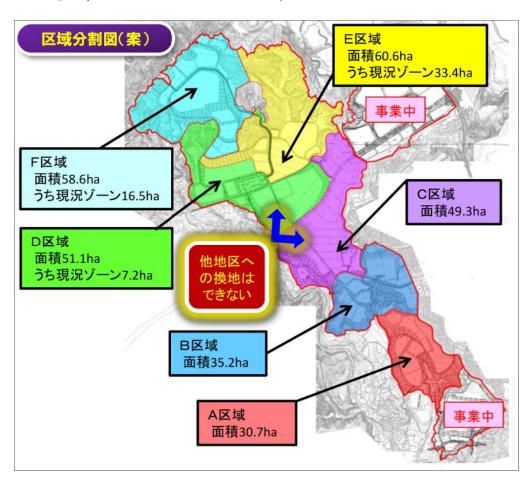
- ①新名神や安威川ダム等を活か したゾーン
- ②地区全体のにぎわいや交流を 生み出すゾーン
- ③東部地区の南玄関として周辺 既存施設と連携するゾーン



事業化に向けた検討を進める中で、事業アドバイザー※より50haを超える規模の事業実施は困難との意見。

→事業費回収リスクが高まり、 民間事業者の確保が困難

- ≪先進事例1≫彩都東部地区(面積 約285ha 地権者数 約200名)
- ●事業化に向けた方針



土地利用の方向性

産業・業務施設主体の土地利用計 画を目指す

区域分割の考え方 造成面積を概ね最大50haに抑え、

直成面傾を概ね取入50maに抑え 6つの区域に分割

→造成土量を考慮し、資金回収を含め概ね 5年間で事業完了するエリアを設定(50ha)

事業展開の考え方

各々の区域で組合設立・事業化を 目指す(C区域からの事業化検討)

→骨格道路を含む区域からの整備が、もっとも効率的で、東部全域のポテンシャルアップが期待できることなどから、C区域からの事業化を目指す

出典:彩都東部地区 全体開発計画案(平成30年3月、彩都東部地区地権者協議会)

≪先進事例2≫木津東地区(面積 約54ha 地権者数 約200名)



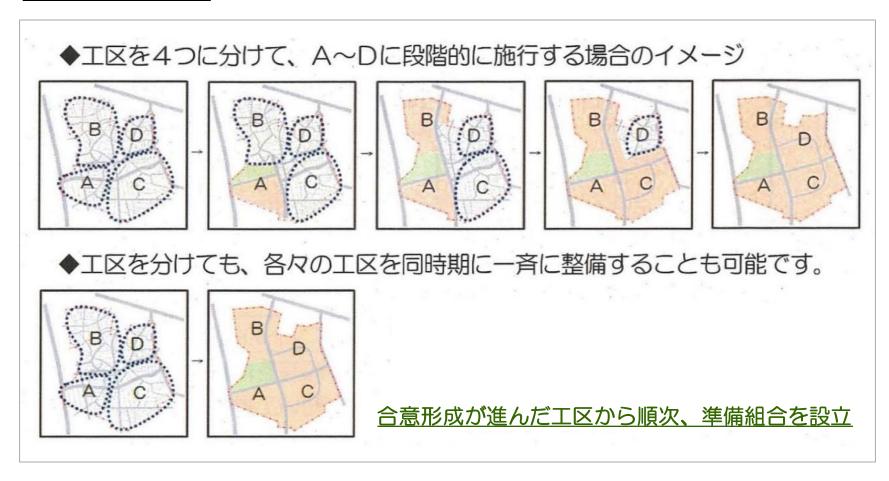
出典:木津東地区まちづくり協議会 第5回事務局会議 (木津川市都市計画課)

- ≪先進事例2≫木津東地区(面積 約54ha 地権者数 約200名)
 - ●事業化に向けた方針
 - 〇土地区画整理事業(組合施行:業務代行方式)を目指す。
 - ○事業規模のコンパクト化(複数の工区に分割)
 - ・事業費を低減することにより、借入額を抑え、資金調達をしやすくする。
 - ・地権者数を少なくし、合意形成をしやすくする。
 - ・事業期間を短縮し、地価下落や金利上昇等、社会経済情勢の影響を受けに くくする。

出典:木津東地区まちづくり協議会 第4回事務局会議資料(木津川市都市計画課)を参考に作成

≪先進事例2≫木津東地区(面積 約54ha 地権者数 約200名)

〇分割イメージ



出典:木津東地区まちづくり協議会 第4回事務局会議資料(木津川市都市計画課)を参考に作成

■まとめ

基本的な方針(案)

- 〇事業手法は土地区画整理事業を基本とする。
- 〇事業主体は民間事業者(組合施行:業務代行方式)とする。
- 〇事業実現に向け、エリアを分割し事業リスクを抑えて 順次、段階的に整備していく。
- 〇先進事例を踏まえ、早期事業着手を目指す。